

「議会基本条例」を検証・評価しました!

二本松市議会基本条例は、議会における「最高規範」と位置付けられるもので、二元代表制の下、議会の役割を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の進展に寄与することを目的として定められたものです。

本条例の第21条で、「議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする」と規定されており、議会改革調査特別委員会において検証を行ってきました。

各議員による本市議会の評価を経て、条例に規定している目的が達成されているかどうかの議論を重ね検証を行い、結果と評価を取りまとめましたので、お知らせします。

評価結果	項目数	条・項・号番号	
5：全くその通りできている	11	第5条第2項(危機管理) 第7条第1・5項(市民と議会との関係) 第9条(重要な政策等の説明等) 第15条第1・2項(政務活動費)	第6条第1・4・5項(会派) 第8条第2項(議会と市長等との関係) 第10条第1項(議員間の討議による合意形成)
4：ややその通りできている	20	第2条第1・2・3・4・5号(議会の活動原則) 第3条第1・2・3・4号(議員の活動原則) 第4条第1・2項(議長の責務及び役割) 第6条第2・3項(会派) 第10条第2項(議員間の討議による合意形成) 第14条第1・2項(議員研修の充実強化) 第18条(議会事務局)	第5条第1項(危機管理) 第8条第1項(議会と市長等との関係) 第17条(議会予算の確保)
3：どちらともいえない	6	第11条(政策立案及び政策提言) 第19条(議会図書室)	第13条第1・2・3項(委員会の活動) 第21条(検証及び見直し)
2：ややその通りできていない	1	第7条第2項(市民と議会との関係)	
1：全くその通りできていない	2	第7条第3・4項(市民と議会との関係)	
-：評価対象外	7	前文 第8条第3項(議会と市長等との関係) 第16条(議員の政治倫理)	第1条(目的) 第12条第1・2項(議決事件の拡大) 第20条(最高規範性)

○今後の主な課題と対応

- ・第7条第2項の市民との意見交換の場については、従来の方法にとらわれず、新たな方法も検討し、広く市民の意見を聴き、市政に反映させることが必要である。第3項については、参考人制度及び公聴会制度の活用実績がないため、今後は活用を検討すること。第4項については、請願及び陳情の提出者の意見の聞き取りを行うべきである。
- ・第14条の議員研修においては、時代の変化とともに、オンラインを含めた研修も積極的に取り入れること。
- ・第19条の議会図書においては、今後、デジタル図書の活用も検討していくこと。
- ・第21条の検証及び見直しにおいては、任期中1回、評価検証を行い、その際の検証機関は、「議会運営委員会」が担い、検証サイクル・検証方法等を規定した要項を制定し、定期的実施することが望ましい。なお、条文改正の必要性の有無については、第14条議員研修の充実強化の第1項、第2項ともに「オンラインを含めた議員研修」と改正することを提案する。

○まとめ

各条文の検証を行った結果、改めて課題が見えた部分もあったことから、議員一人ひとりが、条例に規定している目的を達成するため、市民のニーズや社会情勢等の変化に柔軟に対応しながら、市民の負託に応えられる議会づくりにさらに取り組んでいかなければならないと考えております。

詳細につきましては、市議会ウェブサイトをご覧ください。

